

岐阜県立大垣桜高等学校 いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第 13 条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関する問題であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって本校では、すべての生徒がいじめを受けることがないように、すべての生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組むとともに、積極的な生徒理解と深化を図ることによりいじめ防止等のための対策を行う。

(2) いじめの理解

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」ものであり、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるとの意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

(3) いじめの定義

【いじめの定義】法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かについては、組織で判断するものとする。

具体的ないじめの態様については、以下のものがある。

いじめの態様（いじめの内容）	抵触する可能性のある刑罰法規
A 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	脅迫・名誉毀損・侮辱
B 仲間はずれにされる、集団により無視をされる	
C 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
D ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
E 金品をたかられたりする	恐喝
F 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
G 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
H パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

(4) 生徒の責任

生徒はいじめを行ってはならない。(「いじめ防止対策推進法第4条」より) また、いじめを見て見ぬふりをしてはいけない。

(5) 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の教育活動全体を通じ「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自己の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の育成に努めなければならない。

保護者や地域、関係機関等との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、「いじめられている生徒に非はない」との認識のもとに、適切かつ迅速な組織的対応をしなければならない。

(6) 本校の姿勢

- ①学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底させる。
- ②学校の教育活動全体を通じた「学校いじめ防止プログラム」や「早期発見・事案対処マニュアル」を定める。
- ③学校いじめ防止基本方針に基づく実施状況を、学校評価の評価項目に位置付ける。
- ④学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ⑤いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ⑥いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ⑦解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑧生徒の主体的、積極的ないじめの未然防止活動を推進する。
- ⑨部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

(7) いじめの解消の定義

- ①いじめに関する行為が相当期間止んでいること。(少なくとも3か月を目安とする)
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。(被害者及び保護者に面談等で確認する)
但し、いじめが再発する可能性を考慮して、事後も日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織(法:第22条)

- ①名称…いじめ防止対策委員会
- ②構成員…学校関係者:校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談係、養護教諭
第三者:弁護士、臨床心理士、社会福祉士、育友会会長、卒業生(地域代表)
- ③運営…いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止対策委員会を組織する。
年2回(6月と1月)いじめ防止対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。(PDCAサイクル)

(2) 学校及び各分掌の取組

学校全体	<ul style="list-style-type: none"> ①教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。 ②生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。(地域貢献やボランティア等) ③お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。 ④情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。 ⑤いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。
生徒指導部	<ul style="list-style-type: none"> ①学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。 ②年度初めに1年生各クラスでエンカウンターを実施し、初期の仲間づくりのきっかけ作りをサポートする。 ③定期的に心のアンケートやいじめに関するアンケートを実施し状況に応じて早期対応する。 ④教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。 ⑤i-checkを実施し有効に活用できるよう職員研修を実施する。 ⑥情報モラルに関する指導を定期的実施する。 ⑦外部機関(警察、子ども相談センター、市役所福祉課等)との連携を図る。 ⑧MSリーダーズ活動等による挨拶運動や交通安全運動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。
教務部	<ul style="list-style-type: none"> ①授業規律を整え、教科指導では分かる授業、意欲的に取り組める授業を確立する。 ②生徒の興味・関心を高めるために指導目標と評価規準を明確にする。 ③ICTを活用しながらユニバーサルデザイン授業を推進する。
進路指導部	<ul style="list-style-type: none"> ①各学年における進路目標を明確にし、正しい勤労観や職業観を知らせる機会を通じて、社会性を育成する。 ②自己の進路実現に向け、主体的に取り組む態度を促すことを通じ、自己理解を深めさせ、高校3年間を通じた目的意識を育成する。 ③社会人に必要とされる基本的な生活習慣やマナー、基礎学力の定着を促すことを通じ、他者に対する望ましい態度を育成する。
家庭福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ①学科の特色や生徒の実態を踏まえ、自ら学び自ら考え自ら行動する力を伸ばせるよう指導する。 ②家庭クラブ活動によるボランティア活動や地域交流などの社会貢献活動を通して、「創造・勤労・愛情・奉仕」の心を育てる。 ③インターンシップにより、社会における規律を習得させ、勤労観や職業観を育成する。
特別活動部	<ul style="list-style-type: none"> ①HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。 ②集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。 ③生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的な活動の推進を図る。 ④学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。 ⑤部活動を通して良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。
保健厚生部	<ul style="list-style-type: none"> ①清掃活動や安全点検を通して清潔かつ安全に学校環境を整え、生徒の心の安定を図る。 ②保健室を利用する生徒の心身の観察、健康相談を行うことでいじめの早期発見に努め、担任・学年主任・生徒指導部等と速やかに連携を図る。 ③生徒情報について、関係する職員間できめ細やかな情報交換、情報共有に努める。 ④健康診断の機会、保健だよりなどを通して、健康に関心を持ち、自他の身体と命を大切にす生徒を育成する。
渉外図書部	<ul style="list-style-type: none"> ①放課後のクリーン活動など、生徒とともに活動することで、育友会役員をはじめ保護者等の学校教育への関心や理解を深める。 ②いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

(3) 年間計画（学校いじめ防止プログラム） ◇…アンケート・調査 ○…カウンセリング

月	行 事	目 的
4	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式・入学式 ・1年生オリエンテーション ・校内いじめ防止職員研修① ・教育相談①（二者懇談） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関する意識を徹底 ・基本方針と具体的対応について確認 ・情報交換、いじめ防止基本方針の確認 ・学校や家庭生活の状況や悩みの把握
5	<ul style="list-style-type: none"> ◇心のアンケート① ・校内いじめ防止職員研修② ・いじめ防止対策チェックシート①（生徒・職員） ○SCによるカウンセリング①② 	<ul style="list-style-type: none"> ・不安や悩み等の早期発見、対応 ・情報交換、いじめ対応に関する確認 ・いじめについて適正に理解できているか ・専門家によるカウンセリングの実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ◇i-check（全校） ◇いじめに関するアンケート① ・SOSの出し方教育 ・第1回いじめ防止対策委員会 ・校内いじめ防止職員研修③ ○SCによるカウンセリング③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・援助が必要な生徒の把握 ・いじめの有無の調査 ・不安や悩みへの対処法を学ばせる ・年間計画の検討、生徒の実態把握等 ・情報交換（長期欠席者の把握と対応等） ・専門家によるカウンセリングの実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回県いじめ調査（4～7月） ・保護者懇談①（三者懇談） ・校内いじめ防止職員研修④ ・全校集会（夏季休業前） ○SCによるカウンセリング④ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回県いじめ調査（4～7月） ・生活状況の確認、保護者との連携強化 ・情報交換 ・いじめ防止に関する意識を徹底 ・専門家によるカウンセリングの実施
8	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談②（二者懇談） ・校内いじめ防止職員研修⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や家庭生活の状況や悩みの把握 ・情報交換（休業明けの様子、自殺防止等）
9	<ul style="list-style-type: none"> ◇心のアンケート② ・生徒指導職員研修（全職員） ・いじめ防止対策チェックシート②（生徒・職員） ○SCによるカウンセリング⑤⑥ 	<ul style="list-style-type: none"> ・不安や悩み等の早期発見、対応 ・SCによる職員研修（発達障がいへの理解等） ・いじめについて適正に理解できているか ・専門家によるカウンセリングの実施（2回）
10	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめに関するアンケート② ・校内いじめ防止職員研修⑥ ○SCによるカウンセリング⑦ 	<ul style="list-style-type: none"> ・不安や悩み等の早期発見、対応 ・情報交換（不登校生徒への対応等） ・専門家によるカウンセリングの実施
11	<ul style="list-style-type: none"> ◇心のアンケート③ ・校内いじめ防止職員研修⑦ ○SCによるカウンセリング⑧ 	<ul style="list-style-type: none"> ・不安や悩み等の早期発見、対応 ・情報交換（不登校生徒への対応等） ・専門家によるカウンセリングの実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回県いじめ調査（8～12月） ・いじめ防止対策チェックシート③（職員） ・校内いじめ防止職員研修⑧ ・保護者懇談②（三者懇談） ○SCによるカウンセリング⑨ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回県いじめ調査（8～12月） ・いじめについて適正に理解できているか ・情報交換（調査結果の分析等） ・生活状況の確認、保護者との連携強化 ・専門家によるカウンセリングの実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめに関するアンケート③ ・校内いじめ防止職員研修⑨ ・第2回いじめ防止対策委員会 ○SCによるカウンセリング⑩ 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの有無の調査 ・情報交換（休業明けの様子等） ・いじめ防止の年間の取組みの検証と課題 ・専門家によるカウンセリングの実施
2	<ul style="list-style-type: none"> ◇心のアンケート④ ・校内いじめ防止職員研修⑩ 	<ul style="list-style-type: none"> ・不安や悩み等の早期発見、対応 ・情報交換（クラス編成に関する情報等）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回県いじめ調査（1～3月） ・校内いじめ防止職員研修⑪ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回県いじめ調査（1～3月） ・情報交換（次学年への申し送りの徹底等）

3 いじめの早期発見（いじめの徴候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

(1) いじめ撲滅・早期発見の心得

- ①「分かった、できた」と思える授業、「みんなと活動すると楽しい」と思えるホームルーム経営に努め、自己肯定感を持たせ、共感的な人間関係を構築させる。
- ②クラスや部活動等のルールづくりにおいて、生徒の主体性を大切にし、責任感、自他の狭間での葛藤の解消方法、感情や行動を制御する方法等を学ばせる。
- ③生徒会活動等、生徒たちが主体的に取り組む活動を通して、生徒がお互いのよさを認め合い、自己有用感を高められるようにする。
- ④いじめを見過ごさず、生徒の小さな変化に気付くために、生徒と向き合い、接する時間を大切にし、どんな些細なことでも親身になって相談に応じる。
- ⑤教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめに繋がったりしないように注意を払う。
- ⑥全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢を保つ。
- ⑦全教職員が危機意識をもち、気になることをすぐに共有できる、風通しのよい教員集団を目指す。
- ⑧毎年、いじめや不登校、発達障がいに関する職員研修を行う。

(2) いじめの早期発見の手立て

- ①教育相談週間（二者懇談）、保護者懇談（三者懇談）などの面談の活用
- ②いじめに関するアンケート、心のアンケート、i-check の分析
- ③保健室、教育相談室の利用状況の把握
- ④学年会、学科会議、職員会議による生徒情報の共有
- ⑤授業時間、休み時間の校内巡回による発見
- ⑥外部機関（警察、子ども相談センター、ネットパトロール等）との連携と情報収集

4 いじめ事案への対処（措置）

教職員はいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織「いじめ防止対策委員会」にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。

「早期発見・事案対処マニュアル」に従い、全教職員の共通理解を図りながら、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。

■対応のポイントABC

A：素早い対応	B：事象の正確な把握	C：的確な指導と支援
①管理職に第一報 ②複数の教職員で対応 ③最悪を想定した対応 ④人権侵害との認識をもって対応 ⑤被害者の保護を優先 ⑥毅然とした指導 ⑦集団改善の視点から取り組む ⑧再発防止へ十分配慮	①いじめの対象は誰か ②いじめの構造を正確に分析 （加害・被害・観衆・傍観の4層構造を把握） ③いじめの態様は何か ④被害者の状況の把握 ⑤保護者の状況の把握 ⑥二次的な問題の有無 ⑦加害・被害生徒の保護者への連絡	①被害生徒に寄り添う支援 ②被害生徒の保護者との連携 ③加害生徒への毅然とした指導 （行為への指導と心のケア） ④加害生徒の保護者との連携 ⑤教育相談係やSC等との連携 ⑥学校全体（周囲の生徒）への指導 ⑦いじめの解消に対する確実な判断 ⑧いじめの被害生徒及び加害生徒に対する日常的な観察

早期発見・事案対処マニュアル

①初期対応・組織対応

□…チェック項目 ◆日常的な共通認識 ◎県へ報告

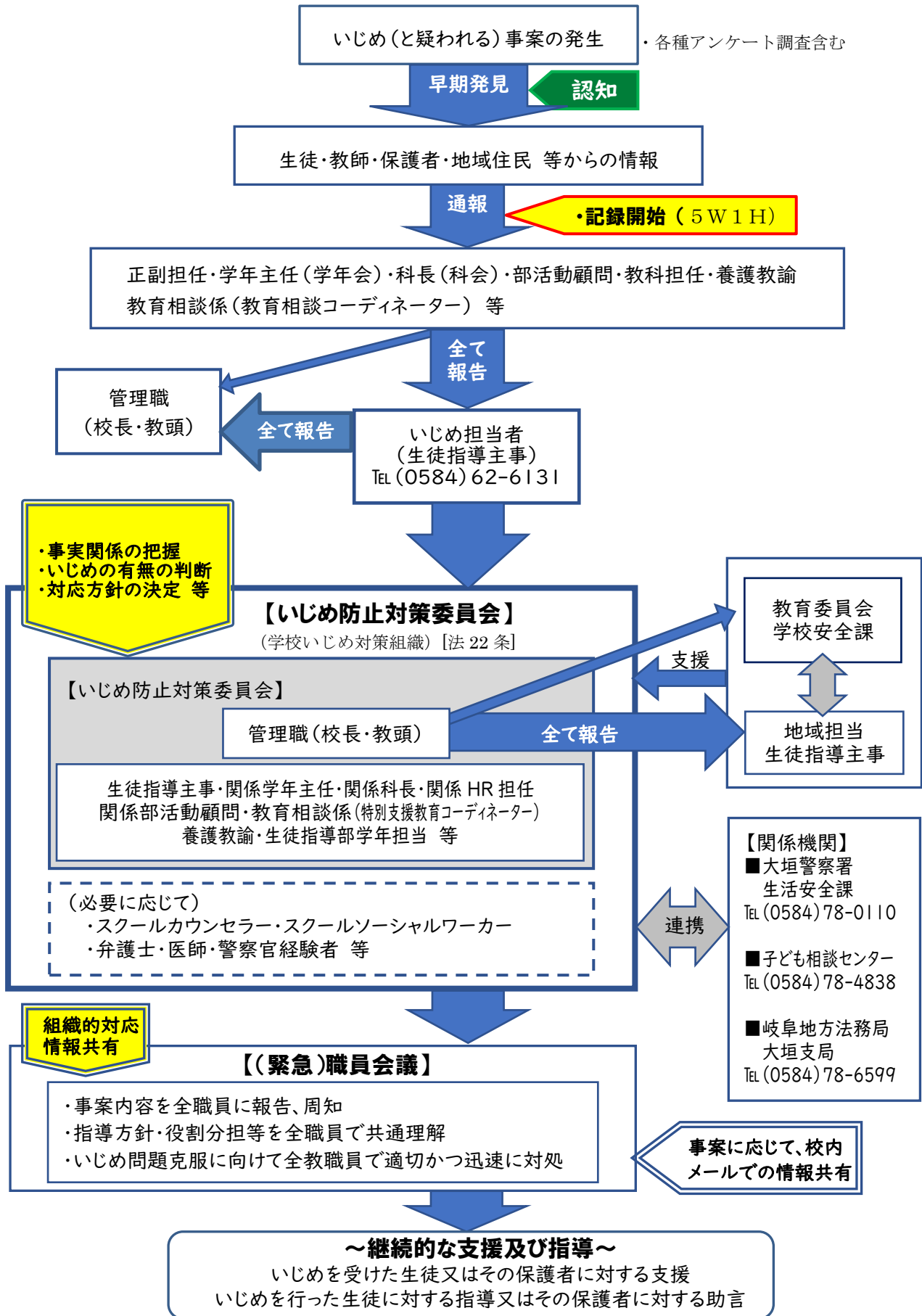
<p>■いじめ（と疑われる）事案の発生</p> <p>↓</p> <p>□管理職に第一報（事実把握を進めながら管理職に報告する）＊初期対応の方向性を決定</p> <p>□事実把握（記録開始5W1H）⇒必要に応じて複数の情報をもとに正確な情報を集約</p> <p>↓＊被害生徒の思いに配慮し、行為としての事実を確認する （できれば）加害生徒、関係生徒への事情の聴き取り</p> <p>↓＊担任、教育相談係、学年主任、関係教職員への相談状況等の確認をする ＊心のアンケート、いじめに関するアンケート等の結果を確認する</p> <p>↓</p> <p>□いじめ防止対策委員会の開催⇒いじめであるかどうかの判断は対策委員会で行う</p> <p>↓＊情報集約・事実確認・分析 ＊今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成 ＊関係生徒への指導・支援、他の生徒への対応、保護者への対応、関係機関との連携について協議</p> <p>↓</p> <p>□被害生徒・加害生徒・周囲にいた生徒から事情を聴き取る</p> <p>↓＊複数の教職員で、関係する生徒からそれぞれ聴き取る（共感的に聞き、事実を確実につかむ） ＊被害生徒…加害生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する ＊加害生徒…生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害生徒の思いも聞く ＊生徒自身に状況を書かせる ＊不測の事態に備え、生徒は一人にしない</p> <p>↓</p> <p>□被害生徒や加害生徒の保護者への連絡（時期や内容等については対策委員会で判断）</p> <p>◆できるだけ複数の教職員で対応 ◆情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ5W1Hで記載） ◆報連相の徹底 ◆全職員への周知と、対応方針等の共通認識を図る ◎地域担当生徒指導主事に報告 ◎重大事案の場合は、県教委学校安全課生徒指導係に報告</p>

②事後対応

被害生徒	加害生徒
<p>□共感的理解に基づく指導・支援 ＊本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努める ＊今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する</p> <p>□教育相談係やSC等による心のケアを行う</p> <p>◆全職員での見守り</p>	<p>□「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す</p> <p>□叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等生徒理解に努め、加害生徒の心情も理解し、再発防止に向けた指導・支援を行う</p> <p>□形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する</p> <p>□心のケアを行う</p> <p>◆加害者生徒への二次的ないじめの防止</p>
周囲の生徒への対応	
<p>□周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合 ＊その勇氣ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る その際には情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する ＊騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたり、SNS等へ掲載することがないよう指導する</p> <p>◆「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる。（傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる）</p>	
被害生徒の保護者	加害生徒の保護者
<p>□電話による概要説明 ＊事実を正確に伝える</p> <p>□（場合によっては）家庭訪問の実施 ＊詳細を説明し、誠意をもって対応する ＊学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する ＊（場合によっては）警察に被害届を検討</p>	<p>□概要説明（必要に応じて電話・保護者来校等） ＊事実を整理して伝える ＊加害生徒が複数いる場合は公平に対応する</p> <p>□今後の対応策を相談 ＊事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、学校の取組について、理解と協力を依頼する ＊今後の支援の在り方について、共に考える ＊学校の指導・支援の在り方について説明する ＊被害生徒への対応（謝罪等）について相談する</p>
解消	
<p>◆いじめが『解消している』状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう</p> <p>①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続している</p> <p>②被害者本人や保護者への面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する</p> <p>◆いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する</p>	

いじめ対応フロー図

岐阜県立大垣桜高等学校



5 重大事態と判断された時の対応

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(1) 重大事態とは

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| ◎自殺を企てた場合 | ◎身体に重大な傷害を負った場合 |
| ◎金品等に重大な被害を被った場合 | ◎精神性の疾患を発症した場合 |
| ◎一定期間連続して欠席している場合（30日以上） | |
| ◎生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合 | |

(2) 対応順序

- ①地域担当生徒指導主事・県教育委員会へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教育委員会主体かの判断を仰ぐ。（学校長が責任をもって報告）
- ②生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。（校長が責任をもって通報）

(3) 調査の実施

①学校主体による調査組織の編成

■いじめ防止対策委員会に、さらに専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、「第三者を含む委員会」を設置し、調査の公平性、中立性を確保した上で事実関係の調査を行う。

②調査内容（速やかに事実関係を可能な限り、網羅的に明確化する）

- | | |
|---------------|--------------------|
| ・いつ（いつ頃から） | ・生徒の人間関係に問題はあったか |
| ・誰から | ・学校や教職員はどのように対応したか |
| ・どのような態様であったか | |
| ・いじめを生んだ背景や事情 | |

③いじめられた生徒から聞き取りが可能な場合

■いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査する。

■調査による事実関係の確認のもといじめた生徒への指導を行う。

■いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援を行う。

④いじめられた生徒から聞き取りが不可能な場合

■当該生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者へ今後の調査について協議し、調査に着手する。

(4) 調査結果の報告

- ①いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ②調査結果を県教育委員会に報告する。

(5) 学校主体による調査における注意事項

- ①県教育委員会（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ②生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ③因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④学校にとって不都合なことがあったとしても、事実我真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ⑤生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ⑥調査結果は県教育委員会に報告する。（県教育委員会から知事に報告する。）
- ⑦調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教育委員会による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

法：第19条

学校の設置者又はその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

対 策

- ①インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を行う。
- ②名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を行う。
- ③生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察署に通報し、援助・助言を依頼する。
- ④早期発見の観点から、県教育委員会学校安全課と連携し、学校教育ネットパトロールの情報を把握し、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ⑤生徒が悩みを抱え込まないように、法務局やいじめ相談ダイヤルなど外部の相談期間も紹介する。
- ⑥パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、スマートフォンなど携帯電話のメールを利用したいじめ等については、発見が難しいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについての理解を求めていく。
- ⑦生徒が扱う情報ツールの進化に対応した教職員の研修機会を必要に応じて設定する。

7 資料の保管

アンケートの質問の原本等の一次資料、アンケートの聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を卒業後5年とする。

- 卒業後5年保存：個人調査データ（紙・データ）
- ・いじめに関するアンケート関係
 - ・[迷惑調査関係]
 - ・[Q-U調査（紙のみ）]
 - ・i-check（令和4年度から紙・データ保管）
 - ＊[]は令和3年度まで実施。
- ・心のアンケート関係
- ・指導記録、生徒事案の記録等
- ・個人調査カード（紙のみ）
- 保 存 場 所：在籍期間中…生徒指導室（一部教育相談室）・HR担任
卒 業 後…教育相談室

（1）個人調査カード（担任用・生徒指導用）について

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、生徒の個人調査カードは、生徒の在籍期間内は担任と生徒指導部で一枚ずつ必ず保管する。また、重大事態の調査組織においても、生徒個人カードが裏付け資料として大変重要であることから、卒業後5年保管するものとする。

（2）i-check、（Q-U調査）、（迷惑調査）、心のアンケート、いじめに関するアンケートについて

特に生徒の自殺等が発生した場合は、各調査、アンケート結果は大変重要な資料となるため、卒業後5年保管するものとする。 ＊（ ）は令和3年度まで実施。

平成26年	4月	1日	策 定
平成27年	4月	1日	一部改訂
平成28年	4月	1日	一部改訂
平成29年	4月	1日	一部改訂
平成29年	10月	31日	一部改定
平成30年	4月	1日	一部改訂
令和 元年	4月	1日	一部改訂
令和 2年	4月	1日	一部改訂
令和 3年	4月	1日	一部改定
令和 4年	4月	1日	一部改訂
令和 5年	4月	1日	一部改訂
令和 6年	4月		一部改訂